

エネトピア 光アクセスセキュリティー規約

|                                                                                         |                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本規約の適用                                                                                  |                                                                                                             |
| 第1条                                                                                     | 1.鳥取ガス株式会社及び鳥取ガス産業株式会社(以下「両社」という)は、光アクセスセキュリティー規約(以下「本規約」という)を定め、これにより光アクセスセキュリティーサービス(以下「本サービス」という)を提供します。 |
| 第5条に規定する本サービス契約者(以下「契約者」という)は、本規約を誠実に遵守するものとします。                                        |                                                                                                             |
| 本規約の範囲                                                                                  |                                                                                                             |
| 第3条                                                                                     | 1.本規約は契約者と両社との間における本サービスのご利用に係る条件について適用します。                                                                 |
| 2.この規約に定めのない提供条件については、インターネットサービス規約ならびにWebroot SecureAnywhereソリューション契約書の定めによるものとします。    |                                                                                                             |
| 3.本規約と、インターネットサービス規約ならびにWebroot SecureAnywhereソリューション契約書の内容に齟齬が生じた場合、本規約の規定が優先するものとします。 |                                                                                                             |
| 4.両社及びウェブルート株式会社が、本サービスの円滑な運用を図るため、必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規程は、本規約の一部を構成するものとします。    |                                                                                                             |
| 本規約の変更                                                                                  |                                                                                                             |
| 第3条                                                                                     | 1.両社は、この規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によりま                                                        |
| す。                                                                                      |                                                                                                             |
| 2.両社は、この規約を変更するときは、両社のホームページによるほか両社が別に定める方法により通知します。                                    |                                                                                                             |
| 本規約の公表                                                                                  |                                                                                                             |
| 第4条                                                                                     | 1.両社は、両社のホームページその他両社が別に定める方法により、本規約を公表します。                                                                  |
| 定義                                                                                      |                                                                                                             |
| 第5条                                                                                     | 1.本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。                                                                             |
| (1)本サービス                                                                                |                                                                                                             |
| 両社が本規約に規定するスマートフォン、タブレット、パソコン向けセキュリティサービス                                               |                                                                                                             |
| (2)本サービス契約                                                                              |                                                                                                             |
| 両社から本サービスの提供を受けるための契約                                                                   |                                                                                                             |
| (3)本サービス契約者                                                                             |                                                                                                             |
| 両社と本サービス契約を締結している者                                                                      |                                                                                                             |
| 契約の単位                                                                                   |                                                                                                             |
| 第1条                                                                                     | 1.両社は、1のセキュリティキーコード(契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、本サービス                                                       |
| 契約に基づいて両社が契約者に割り当てるものをいいます。以下、同じとします。))につき、1の本サービス契約を                                   |                                                                                                             |
| 締結します。この場合、契約者は、1の本サービス契約につき1人に限ります。                                                    |                                                                                                             |
| 契約の利用申込                                                                                 |                                                                                                             |
| 第7条                                                                                     | 1.本サービスの申込みをするときは、本規約の内容を承諾したうえで、両社所定の方法により申込みいただき、両                                                        |
| 社ならびにウェブルート株式会社が定める手続きにより利用を開始するものとし、以下の内容について承諾し                                       |                                                                                                             |
| ます。                                                                                     |                                                                                                             |
| (1)本サービスの特定の機能の利用および本サービスの利用のために、本サービスのインストールに際してアカ                                     |                                                                                                             |
| ウントを作成する必要があること。                                                                        |                                                                                                             |
| (2)アカウントの作成のために、本サービスに契約者の電子メールアドレス、パスワードおよび使用携帯端末の                                     |                                                                                                             |
| 電話番号(該当する場合のみ)を入力する必要があること。                                                             |                                                                                                             |
| (3)アカウントに関する契約者の情報が、ウェブルート株式会社のサーバに格納されること。                                             |                                                                                                             |
| (4)ハッシュ化された契約者のパスワードが、ウェブルート株式会社のサーバに格納されること。                                           |                                                                                                             |
| (5)パスワードは回復不能であること。                                                                     |                                                                                                             |
| (6)契約者が自己のパスワードを失念した場合、契約者はセキュリティークエスチョン情報を入力することにより、                                   |                                                                                                             |
| 既存パスワードをリセットする必要があること。                                                                  |                                                                                                             |
| 2.両社は、自署捺印、運転免許証その他の公的機関が発行する身分証明書の提示又はその写しの提出等を求める                                     |                                                                                                             |
| ことがあります。                                                                                |                                                                                                             |
| 利用申込の承諾                                                                                 |                                                                                                             |
| 第8条                                                                                     | 1.両社は、本サービス申込みがあった場合には、受付けた順序に従って承諾します。                                                                     |
| 2.両社が本サービス申込を承諾したときを以って、契約締結とします。                                                       |                                                                                                             |
| 3.両社は、前項の規定にかかわらず、利用申込者が次のいずれかに該当する場合、利用申込を承諾しないことがあ                                    |                                                                                                             |
| ります。                                                                                    |                                                                                                             |
| (1)本サービスの申込みをした者が、申込みにあたり、虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。                                       |                                                                                                             |
| (2)本サービスの申込みをした者が、本サービス又は両社の他サービスに係る料金又は工事に関する費用の支                                      |                                                                                                             |
| 払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。                                                                   |                                                                                                             |
| (3)その他両社の業務の遂行上著しい支障があるとき。                                                              |                                                                                                             |
| 届出事項の変更                                                                                 |                                                                                                             |
| 第9条                                                                                     | 1.契約者は、利用申込の際又はその後、両社に届け出た内容に変更が生じた場合、遅滞なく、その旨を両社に届                                                         |
| け出るものとします。契約者が変更届を怠り不利益を被ったとしても、両社は一切その責任を負いません。                                        |                                                                                                             |
| 契約者の地位の承継                                                                               |                                                                                                             |
| 第10条                                                                                    | 1.相続又は法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、                                                        |
| 合併により設立された法人もしくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、その契約者の地位を承                                        |                                                                                                             |
| 継するものとします。                                                                              |                                                                                                             |
| 2.相続又は法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、                                    |                                                                                                             |
| 合併により設立された法人もしくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、両社所定の書面にこれを                                       |                                                                                                             |
| 証明する書類を添えて両社に届け出ていただきます。                                                                |                                                                                                             |
| 3.前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を両社に対する代表者と定め、これを届                                   |                                                                                                             |
| け出してください。これを変更したときも同様とします。                                                              |                                                                                                             |
| 契約者の氏名等の変更                                                                              |                                                                                                             |
| 第11条                                                                                    | 1.契約者は、その氏名、名称又は住所もしくは居所について変更があったときは、そのことを速やかに両社に届け                                                        |
| 出ていただきます。                                                                               |                                                                                                             |
| 2.前項の届出があったときは、両社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。                                   |                                                                                                             |
| 3.契約者が、本条1項に規定する変更の申し出を怠ったことにより不利益を被った場合であっても、両社はその一                                    |                                                                                                             |
| 切の責任を負わないものとします。                                                                        |                                                                                                             |
| 本サービス契約に基づく権利の譲渡の禁止                                                                     |                                                                                                             |
| 第12条                                                                                    | 1.契約者が本サービス契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。                                                             |
| 契約者が行う本サービス契約の解除                                                                        |                                                                                                             |
| 第13条                                                                                    | 1.契約者は本サービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ両社所定の様式に記入していた                                                          |
| き、両社の本サービス取扱所に書面等により通知していただきます。                                                         |                                                                                                             |
| 両社が行う本サービス契約の解除                                                                         |                                                                                                             |
| 第14条                                                                                    | 1.両社は、契約者がいずれかに該当するときは、本サービス契約を解除することがあります。                                                                 |
| (1)第16条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。                                   |                                                                                                             |
| (2)両社が別に定める期日を経過してなお、本サービスの料金の支払いがないとき。                                                 |                                                                                                             |
| (3)第7条(契約の利用申込)に基づき両社に申し出た内容に、虚偽の内容を記載したとき。                                             |                                                                                                             |
| (4)その他、本規約に違反したとき。                                                                      |                                                                                                             |
| 2.両社は、前項の規定により、その本サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知                                   |                                                                                                             |
| します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。                                                        |                                                                                                             |
| 利用中止                                                                                    |                                                                                                             |
| 第15条                                                                                    | 1.両社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。                                                                          |
| (1)両社の設備の保守上又は工事業上やむを得ないとき。                                                             |                                                                                                             |
| (2)火災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。                                                   |                                                                                                             |
| (3)本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが著しく困難であるとき。                                           |                                                                                                             |
| (4)ウェブルート株式会社の都合、事業休止、その他一切の理由により、契約者が本サービスを全く利用できな                                     |                                                                                                             |
| くなったとき。                                                                                 |                                                                                                             |
| (5)両社の設備を不正アクセス行為から防御するために必要な場合                                                         |                                                                                                             |
| 2.両社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。た                                    |                                                                                                             |
| だし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。                                                             |                                                                                                             |
| 利用停止                                                                                    |                                                                                                             |
| 第16条                                                                                    | 1.両社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。                                                              |
| (1)料金その他の債務について、支払い期日を経過してなお支払わないとき。                                                    |                                                                                                             |
| (2)両社に届け出た内容について事実上違反することが判明したとき。                                                       |                                                                                                             |
| (3)第20条(契約者の義務)の規定に違反したとき。                                                              |                                                                                                             |
| (4)第3号のほか、本規約に違反する行為であって、本サービスに関する両社の業務の遂行又は両社の電気通信                                     |                                                                                                             |
| 設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。                                                        |                                                                                                             |
| 料金の支払義務                                                                                 |                                                                                                             |
| 第17条                                                                                    | 1.契約者は、本サービス契約に基づいて両社が本サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算                                                         |

して、本サービス契約の解除があった日を含む料金月までの期間について、料金表第1表料金に規定する利用料金の支払を要します。

- 2.1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払い金が発生したときは、両社はそれ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。
- 3.料金の計算方法及び料金の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

免責

第18条

- 1.両社は契約者に係る一切の損害を賠償しないものとし、契約者は両社に当該損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、両社にいかなる責任も負担させないものとします。
- 2.両社は本サービスの利用により生じる結果として、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争又はその他の原因を問わず、いかなる責任も負担しないものとします。
- 3.両社は、本規約の変更等により自営端末設備(契約者が設置する端末設備をいいます。以下同じとします。)等の改造又は変更(以下、この条において「改造等」という)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

本サービスの終了

第19条

- 1.両社は、契約者に対し1ヶ月前に通知することを条件に、本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。
- 2.前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、その本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。
- 3.両社は、本サービスの一部又は全部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害について、一切の責任を負わないものとします。

契約者の義務

第20条

- 1.契約者は、次のことを守っていただきます。
- (1)両社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと。
- (2)本サービスによりアクセス可能な両社又は第三者の情報を、改ざん又は消去する行為をしないこと。
- (3)第三者にりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
- (4)意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
- (5)両社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと。
- (6)本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により、第三者の個人情報等を収集する行為をしないこと。
- (7)その他、法令、規約もしくは公序良俗に反する行為、本サービスの運営を妨害する行為、両社の信用を毀損する行為又は両社もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
- (8)本サービスを変更し、これらから派生物を作成し、本サービスを他のコードと組み合わせないこと、または組み込まないこと。
- (9)本サービスを逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブルしないこと、またはソースコードを解析しないこと。
- (10)本サービス上に表記されている権利表示を除去し、摩損し、覆い隠し、または変更しないこと。
- (11)本サービスの使用または動作に関する情報を収集しないこと。
- (12)本サービスを、他のブランドとの組合せ、タイムシェアリング、サービス・ビューローその他許諾されてい目的のために転転し、販売し、リースし、賃貸し、使用し、またはその他の処分をしないこと。
- (13)本サービスに干渉しもしくは混乱させ、または本サービスが接続するシステムやネットワークにアクセスしないこと。
- (14)本サービスを、オープンソースソフトとして、もしくはオープンソースソフトウェアと関連して頒布しないこと。
- (15)公共の場で、本サービスの動作に関する情報または批評(ベンチマーク情報を含むが、これに限られない。)を公開しないこと。
- (16)その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行なわないこと。
- 2.契約者は、前項の規定に違反して本サービスに係る両社の設備等を毀損したときには、両社が指定する期日までにはその修繕その他の工事に必要な費用を支払っていただきます。
- 3.両社は、契約者の本来に規定する義務違反により、契約者又はその他の者に発生する損害について、一切の責任を負わないものとします。
- 4.契約者は、両社から割り当てられたID及びパスワード、セキュリティーキーコード(以下この条において「両社ID等」という)を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはなりません。
- 5.契約者が前項の規定に違反して本サービスに係る両社の業務遂行又は両社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると両社が判断した場合、両社は両社ID等の変更その他両社が別に定める必要措置をとる場合があります。
- 6.両社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめその理由、その他必要な措置をとる旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

契約者に対する通知

第21条

- 1.契約者に対する通知は、両社の判断により、次のいずれかの方法で行なうことができるものとします。
- (1)本サービスに関する掲載した両社のホームページ上に掲載して行ないます。この場合は、掲載された時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。
- (2)契約者が利用申込みの際又はその後の両社に届け出た電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、もしくはFAX番号宛にFAXを送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレスを管理するサーバに到達した時又はFAX受信機に到達した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。
- (3)契約者が本サービスの利用申込みの際又はその後、両社に届け出た住所宛に郵送して行ないます。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。
- (4)その他、両社が適切と判断する方法で行ないます。この場合は、その通知の中で両社が指定した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。

両社の知的所有権

第22条

- 1.本サービスの提供に関連して両社が契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品(本規約、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」という)に関する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。)及び著作人格権(著作権法第18条から第20条までの権利をいいます。)並びにそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は、両社又は両社の指定するものに帰属するものとします。
- 2.契約者は、プログラム等を次のとおり取り扱うものとします。
- (1)本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
- (2)複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行なわないこと。
- (3)営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
- (4)両社又は両社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。
- 3.本条の規定は、契約の終了後も効力を有するものとします。

紛争の解決

第23条

- 1.この規約の条項又はこの規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意を持って協議し、できる限り円満に解決するものとします。
- 2.この規約に関する準拠法は、日本国法とします。
- 3.この規約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

【附則】

本規約は2016年7月1日より実施するものとします。

本規約は2018年9月1日より実施するものとします。

本規約は2021年2月1日より実施するものとします。

料金表

通則

料金の算定方法

- 1.両社は、利用料金は料金月に従って計算します。
- 2.両社は、本サービスに係る利用料金は日割りしません。
- 3.両社は、両社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

料金の請求方法

- 4.契約者は、第1表料金に規定する利用料金について、両社が定める期日までに、両社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

端数処理

- 5.両社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第1表料金

第1 利用料金

| 区 分                       |  | 単 位      | 料金額      |
|---------------------------|--|----------|----------|
| エネトピアグループ光アクセスセキュリティーサービス |  | 1契約ごとに月額 | 550円(税込) |

鳥取ガス株式会社 〒680-0932 鳥取市五反田町6番地 TEL 0857-28-8811

鳥取ガス産業株式会社 〒680-0932 鳥取市五反田町6番地 TEL 0857-28-8822

エネトピアひかりインフォメーションセンター ☎0120-50-8833 平日・休日問わず10:00～19:00※GW、年末年始除く